

1 1 回
令和 4 年第 総 会
1 1 月

白井市農業委員会会議録

令和 4 年 1 1 月 8 日 開会

令和 4 年 1 1 月 8 日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和4年11月8日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	笠 井 行 雄
会長代理	中 村 敦 雄
1 番	伊 藤 治
2 番	岩 井 聡 明
3 番	今 井 幹 代
4 番	芦 田 恵 子
5 番	山 崎 正 司
6 番	山 崎 雅 巳
7 番	海老原 清

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 齊 藤 和 博
2. 小 松 隆 夫
3. 小 林 幸 子
4. 押 田 勝 巳
5. 海 老 原 菊 夫
7. 中 嶋 健 次
8. 秋 本 善 久

農地利用最適化推進委員の欠席は次のとおり

6. 高 宮 正 明

傍聴者 なし

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第2号 令和4年度第8次農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願について

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

12月の事前審査会、総会の日程について

・申請受付締め切り 11月22日火曜日

・事前審査会(案) 12月 1日木曜日

第1班 午前9時から 本庁舎2階災害対策室2

・総 会(案) 12月 8日木曜日

午後4時00分から 本庁舎2階災害対策室2・3

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、令和4年11月定例総会に御出席をいただきまして、大変御苦労さまでございます。

また、先ほどの研修会もお疲れさまでございました。

また、先月の農地パトロール本当にお疲れさまでございました。

気温のほうも大分、朝晩低くなってきましたので、風邪等をひかないよう、健康管理には十分気をつけていただきたいと思います。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員が過半数に達したため、これより令和4年11月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、1番、伊藤 治委員、2番、岩井聡明委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局、大野です。

それでは、1ページを御覧ください。

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和4年11月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、名内字向山の1筆です。

地目は山林。

現況は畑です。

地積は1,446平方メートル。

権利者は記載のとおり。

義務者は記載のとおり。

申請事由は賃借権の設定（資材置場）です。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

笠井会長

ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

山崎正司委員、お願いします。

山崎正司委員

農業委員会の山崎です。

それでは、調査報告をいたします。

審査資料1を御覧ください。

当日の出席者は、義務者代理人として、権利者の役員が出席されました。

まず、立地基準ですが、市役所から北北東に4.2キロメートルに位置しております。

市道に面しており、侵入路は確保されております。

農地区分としては、農業生産力の高い第一種農地ですが、既存施設の拡張で拡張面積が2分の1を超えない、拡張部分が既存の施設に隣接しているため、例外理由に該当すると判断いたしました。

転用目的ですが、現在、権利者の方は産業廃棄物の中間処理をしております、産業廃棄物の運搬に使うトラックと廃棄物を入れる箱をコンテナと呼ぶそうですが、それらを置くための資材置き場として利用したいということです。

また、現在は、松戸市の本社とグループ会社の資材置き場にトラック等を止めているとのことですが、本申請地に置けば、管理しやすいというメリットもあるようです。

次に、一般基準ですが、本申請地は資材置き場用地ということですが、申請面積は1,446平方メートルであり、事業計画との関係においては面積妥当と思われます。資金は、自己資金で賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手すると思われます。

周辺農地への支障ですが、申請地は傾斜地に立地しておりますので、土砂等の流出がないよう堰堤を築く計画です。

また、土地改良区ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題ないものと思われます。

以上です。

笠井会長

ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

今井幹代委員をお願いします。

今井幹代委員

農業委員の今井です。

班長の報告のとおりで、付け加えることは特にありません。

笠井会長

ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

中村敦雄委員

一ついいですか。

笠井会長

中村敦雄委員。

中村敦雄委員

この前の事前審査で気がつかなかったのですけれども、事務局に聞きたいのですが、1の9の図面の227の4、これ、白井市所有になっているんですけれども、これは山林で、どういう状況になるのですか。

道ではないですね。

笠井会長

事務局。

事務局

こちら道路だと思います。

中村敦雄委員

道路ですか。

事務局

地目は市のほうで変えていない。

中村敦雄委員

一応、道路用地ということですね。

事務局

道路用地です。

中村敦雄委員

分かりました。

笠井会長

ほかにございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第5条の規定による転用許可申請について、採決を行います。

許可相当意見を付して県に申達することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、許可相当意見を付して県に申達することに可決します。

議案第2号 令和4年度第8次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

2ページを御覧ください。

議案第2号 令和4年度第8次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により別紙のとおり令和4年度第8次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

令和4年11月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

続きまして、3ページを御覧ください。

白井市長からの協議文になります。

続きまして、4ページを御覧ください。

令和4年度第8次農用地利用集積計画一覧表（案）。

1番、根字上人塚の1筆です。

地目は畑。

利用権設定面積は991平方メートル。

設定する利用権、種類は貸借権。

内容、普通畑。

期間5年です。

賃料は記載のとおりです。

支払い方法は直接持参。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者は記載のとおりです。

経営面積は133アール、更新です。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

今回は更新ですので、地区担当員の補足説明もございません。

続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号 令和4年度第8次農用地利用集積計画の決定について、採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 令和4年度第8次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決します。

議案第3号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願についてを議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

5ページを御覧ください。

議案第3号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願について。

下記のとおり、生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願がありましたので提出いたします。

令和4年11月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、河原子字木戸八の3筆です。

地目、現況とも畑。

地積は、3筆合計で1,671平方メートル。

申請人は記載のとおり。

申請理由は生産緑地解除申請のため。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

本案件につきましては、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

地区担当員の補足説明はございます。

最適化推進委員の小松隆夫委員をお願いします。

小松隆夫委員 推進委員の小松です。
委託者の行政書士の方にお話を伺いました。
資料にあるとおり、申出者の方は現在高齢であるということと、病気療養中であり、農作業が非常に困難な状況にあるということで、今回、従事者についての証明を受けた後、生産緑地の解除申請をしたいとのことでした。
以上です。

笠井会長 ありがとうございます。
続いて質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いします。
では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願について、採決を行います。
承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。
議案第3号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願について承認することに可決します。
次に、報告事項に入らせていただきます。
事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。
それでは、6ページを御覧ください。
報告第1号 専決処分について。
下記のとおり白井市農業委員会事務局規程第6条第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。
令和4年11月8日提出。
白井市農業委員会会長、笠井行雄。
続きまして、7ページを御覧ください。
①農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出になります。
続きまして、8ページを御覧ください。
8ページも同じ農地法第3条3第1項の規定による相続の届出になります。
続きまして、表紙に返っていただきまして、報告事項（2）その他、12月の事前審査会、総会の日程についてです。
申請の受付締切りが11月22日火曜日、事前審査会が12月1日木曜日、第1班、午前9時から、本庁舎2階災害対策2。
総会が12月8日木曜日、午後4時から、本庁舎2階災害対策2、3。

以上でございます。

笠井会長

本日の議案については、全て終わりました。

慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人